

○愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成取扱要領

1988年4月1日

制定

最終改正 2025年4月1日

愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づきこの取扱要領を定める。

1 申請

(1) 申請の時期

- ① 科学研究費助成事業促進共同研究助成（以下「研究助成」という。）は、科学研究費助成事業の交付決定に基づき、毎年4月に公募、5月又は8月に申請するものとする。
- ② 継続して2年目の研究助成に申請する者は、前年度3月末日までに申請するものとする。

(2) 申請の資格

- ① 本学の専任の教育職員（特別任用教員を含む。以下「専任教員」という。）を研究代表者とし、研究分担者として本学の専任教員が1名以上参加する研究課題について申請することができる。なお、新規申請時の研究代表者及び研究分担者（本学の専任教員）については、原則として、科学研究費助成事業申請時点の研究代表者及び研究分担者と合致しなければならない。
- ② 新規申請は、研究代表者として当該年度の科学研究費助成事業に応募した結果、不採択となり、かつ「不採択となった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価以上の者を対象とする。
- ③ 1年目の助成後に科学研究費助成事業に採択された場合は、継続して研究助成を申請できない。
- ④ 継続申請の場合にあつて、止むを得ない事由があるときは研究代表者及び研究分担者を変更して申請することを認める。この場合、その理由を付記する。
- ⑤ 申請できる研究課題は、当該年度に申請した科学研究費助成事業の研究課題と関連する課題とする。

(3) 申請の手続き

申請者は、新規申請においては「科学研究費助成事業促進共同研究助成申請書（新規申請用）」（様式第1-1）、継続申請においては「科学研究費助成事業促進共同研究助成申請書・使用計画書（継続申請用）」（様式第2-2 継続）により申請する。

2 選考

(1) 選考手順（新規申請）

- ① 研究委員会（以下「委員会」という。）は、当該申請にかかる書類に基づき、助成費の算定に誤りがないかどうか等を調査するとともに、必要に応じ委員以外の者から意見を聴取し、研究助成の可否及び助成費の配分案を審議する。
- ② 申請者は、科学研究費助成事業審査結果（電子開示）の写しを提出しなければならない。
- ③ 委員会は、書面及び必要がある場合には口頭による個別審査を行い、学長に答申する。
- ④ 学長は、委員会の答申に基づき、7月上旬又は10月中旬までに大学協議会の議を経て研究助成を決定する。

(2) 選考手順（継続申請）

- ① 委員会は、申請書・使用計画書に基づき、研究助成の可否及び助成費の配分案を審議する。
- ② 委員会は、規程第15条に基づく実績報告書により、当該研究の実施状況を確認し、必要に応じ書面又は口頭による個別審査を行い、研究計画の妥当性を審査し、学長に答申する。
- ③ 学長は、委員会の答申に基づき、4月下旬までに、大学協議会の議を経て研究助成を決定する。

(3) 審査基準

- ① 申請の審査にあたっては、委員会は、次の基準を考慮して、審査を行う。
 - (a) 研究目的の明確性
 - (b) 研究の重要性
 - (c) 研究計画の具体性
 - (d) 研究計画の実現可能性

3 研究助成の決定

- (1) 研究助成の決定の結果は、申請者に文書（学長名）で通知する。
- (2) 新規申請において決定通知を受領したものは、7月末日又は10月末日までに「科学研究費助成事業促進共同研究助成使用計画書（新規申請用）」（様式第2—1新規）を提出しなければならない。

4 研究助成支出要領

使用計画書に基づき研究助成を受ける場合は、次の各号によらなければならない。

- ① 機器備品費、図書費及び用品費の購入については、固定資産及び物品調達規程に

よる。

② 旅費交通費については、出張申請書を提出する。出張旅費の計算は、旅費規程による。

③ その他の支出については、その都度所管課に申し出る。

④ 助成費の使用内訳については、助成費の総額の50%の範囲内で増減させることができる。50%を超えて変更する場合は、変更理由書を提出しなければならない。

5 科学研究費助成事業への申請義務

研究助成費は、科学研究費助成事業に申請された研究計画の一部を助成することとし、研究助成を受ける者は、助成期間中、毎年度、科学研究費助成事業への申請義務を負う。

6 実績報告書等の提出

研究助成を受けた者は、助成を受けた年度ごとに所定の「科学研究費助成事業促進共同研究助成実績報告書（研究実績及び収支決算）」（様式第3）を3月末日までに提出しなければならない。

7 研究成果の公表

(1) 研究助成を受けた者は、規程第16条により研究成果を学術雑誌又は紀要等に公表した場合、その論文抜刷等5部及び科学研究費助成事業促進共同研究助成研究成果報告書（様式第4）を提出しなければならない。

(2) 大学は、科学研究費助成事業促進共同研究助成研究成果報告書（様式第4）に基づき、研究成果の概要を「研究成果報告書」として公表する。

8 取扱要領の改廃

この取扱要領の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この取扱要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（申請の要件、審査基準、支出手続及び研究成果の刊行等の変更並びに字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、1992年10月1日から施行する。

附 則（申請の資格、研究助成支出手続、研究成果の刊行・公表の変更及び字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、1998年4月1日から施行する。

附 則（申請の要件、審査基準、支出要領の変更並びに字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、2001年4月1日から施行する。

附 則（研究成果報告書に配布先リストを添付することに伴う改正）

この取扱要領は、2003年4月1日から施行する。

附 則（管理運営組織の見直しに伴う改正）

この取扱要領は、2005年4月1日から施行する。

附 則（全学研究体制の見直し、国内・海外出張に伴い宿泊費の領収書の提出ができない場合の取扱い及び交通費等の準用の変更に伴う改正）

この取扱要領は、2006年4月1日から施行する。

附 則（学校教育法の一部改正に伴う改正）

この取扱要領は、2007年4月1日から施行する。

附 則（科学研究費補助金採択への努力義務の追加及び字句修正に伴う改正）

この取扱要領は、2008年4月1日から施行する。

附 則（研究助成の種類に科学研究費補助金採択奨励研究助成を追加すること及び取扱要領の改廃手続きの明確化に伴う改正）

この取扱要領は、2010年4月1日から施行する。

附 則（研究助成支出要領の変更及び字句整理に伴う改正）

この取扱要領は、2011年4月1日から施行する。

附 則（愛知大学研究助成の審査基準変更に伴う改正）

（施行期日）

1 この取扱要領は、2013年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この取扱要領は、2013年度新規申請分より適用とし、継続申請については、なお従前の例による。

附 則（科学研究助成事業の制度変更による字句修正に伴う改正）

この取扱要領は、2013年4月1日から施行する。

附 則（取扱要領の改廃手続きの変更に伴う改正）

この要領は、2014年5月22日から施行する。

附 則（申請の時期の明確化、選考手順の変更及び研究助成決定後における義務内容の明確化に伴う改正）

この要領は、2015年4月1日から施行する。

附 則（個人研究助成及び奨励研究助成の廃止、共同研究助成の一元化並びに要領の改廃手続きの明確化に伴う改正）

この要領は、2017年4月1日から施行する。

附 則（申請、選考及び決定時期の変更並びに追加に伴う改正）

この要領は、2019年4月1日から施行する。

附 則（取扱要領名称の変更、申請の資格、審査基準の見直し、申請の時期、手続き、選考手順の明確化、研究助成支出要領の一部変更及び字句修正に伴う改正）

- 1 この要領は、2025年4月1日から施行する。
- 2 前項の施行日より、本要領の名称を愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成取扱要領に改称する。

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。